

○岡山県猟銃技能検定実施要領の制定について

(昭和 54 年 1 月 18 日岡保第 44 号警察本部長例規)

改正 平成 13 年 7 月岡務第 5047 号 平成 16 年 3 月第 45 号
平成 22 年 4 月岡生企第 504 号 平成 23 年 3 月岡務第 176 号
平成 26 年 3 月岡生環第 120 号、岡生企第 235 号 令和 4 年 3 月 11 日岡生企第 188 号
令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号

各警察署長

銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 4 の規定に基づく猟銃技能検定の実施について、次のとおり「岡山県猟銃技能検定実施要領」を定めたから、取扱いの適正を期するとともに関係者に対して十分指導のうえ遺憾のないようにされたい。

岡山県猟銃技能検定実施要領

第 1 目的

この要領は、猟銃の所持の許可を受けようとする者を対象とする猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施について必要な事項を定めるものとする。

第 2 受検申込書の受理と手数料の徴収等

- 1 警察署長は、技能検定受検申込書(以下「申込書」という。)を受理したときは、受付印を押なつし、申込書に記載された受検希望年月日及び受検希望場所を生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に連絡して、受検年月日・場所の指定を受けさせるものとする。
- 2 受理した申込書の指定欄には指定事項を記入の上、正本を速やかに生活安全企画課に送付するものとする。
- 3 申込書を受理したときは、岡山県警察関係手数料徴収条例(平成 12 年岡山県条例第 72 号)に定める手数料を徴収するとともに、徴収額等が確認ができるものを貼付させるものとする。
- 4 受検申込者に対しては、別紙「猟銃の技能検定受検上の注意事項」を手交して示達するものとする。

第 3 技能検定の開催日時及び場所

技能検定は、毎月第 4 水曜日午前 9 時から倉敷国際射撃場において開催するものとする。ただし、当日が祝・祭日の場合は、その翌日とする。

第 4 技能検定実施要領

技能検定は、別添「技能検定実施基準」により岡山県警察本部職員(生活安全企画課員)が実施するものとする。

第 5 技能検定合格証明書の交付

- 1 技能検定合格証明書は、技能検定当日に交付するものとする。ただし、受検者が多数又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付するものとする。
- 2 生活安全企画課長は、技能検定合格証明書を発行したときは、その内容を技能検定合格証明書交付台帳(様式第1号)に登載するとともに、技能検定実施結果通知表(様式第2号)に検定の結果を記入して、所轄警察署長に通知するものとする。

第6 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
技能検定合格証明書交付台帳	生活安全企画課	3年
猟銃の技能検定実施結果	受理した警察署	3年